

計算書類に対する注記(法人会計)

1. 継続事業の前提に関する注記

減価償却累計額：4,031,021円

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等 - 償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの - 決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品 - 定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金 - 24,749,650円

3. 重要な会計方針の変更

新社会福祉法人会計基準(平成23年基準)へ平成27年度から移行

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、社会福祉法人全国社会福祉協議会の全国社会福祉団体職員退職手当積立基金規定及び社会福祉法人三原村社会福祉協議会職員の退職手当に関する規定による。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
 - (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
 - (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
 - (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- 当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 法人拠点(社会福祉事業)
 - 「法人運営サービス区分」
 - 「介護保険事業サービス区分」
 - 「障害福祉サービス事業サービス区分」
 - 「受託事業サービス区分」
 - 「共同募金配分金事業サービス区分」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

老人福祉基金

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	665,700	665,699	1
器具及備品	3,591,560	3,365,322	226,238
合計	4,257,260	4,031,021	226,239

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	2,424,457		2,424,457
合計	2,424,457		2,424,457

1 1 . 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

1 2 . 関連当事者との取引の内容

該当なし

1 3 . 重要な偶発債務

該当なし

1 4 . 重要な後発事象

該当なし

1 5 . その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし